

在留資格一覧

Status of Residence



2017年9月現在、日本の法律（出入国管理及び難民認定法等）で認められている在留資格は、34種類です。
日本に滞在している外国籍の方々には、このうちのどれかの在留資格を保持していなければなりません。

就労が認められる在留資格

(1) 法務省基準省令の適用を受けないもの

No.	在留資格	本邦において行うことができる活動	在留期間	就労
1	外交 Diplomat	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動。(例) 外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	「外交活動」を行う期間	○ 指定の範囲内
2	公用 Official	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動(この表の外交の項に掲げる活動を除く。)(例) 外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公用の職務で派遣される者等及びその家族	「公用活動」を行う期間	○ 指定の範囲内
3	教授 Professor	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動。(例) 大学教授等	5年、3年、1年又は3月	○ 指定の範囲内
4	芸術 Artist	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(この表の興行の項に掲げる活動を除く。)(例) 作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月	○ 指定の範囲内
5	宗教 Religious Activities	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動。(例) 外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月	○ 指定の範囲内
6	報道 Journalist	外国の報道機関との契約に基づいて行方取材その他の報道上の活動。(例) 外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月	○ 指定の範囲内

(2) 法務省基準省令の適用を受けるもの

No.	在留資格	本邦において行うことができる活動	在留期間	就労
7	経営・管理 Business Manager	本邦において貿易その他の事業の経営を開始若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人。若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わってその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。)(例) 企業の代表取締役、取締役	5年、3年、1年又は3月	○ 指定の範囲内
8	法律・会計業務 Legal/Accounting Services	外国法務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動。(例) 弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月	○ 指定の範囲内
9	医療 Medical Services	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動。(例) 医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月	○ 指定の範囲内
10	研究 Researcher	本邦の公私の機関とに基づいて研究を行う業務に従事する活動。(1の表の教授の項の下欄に掲げる活動を除く。)(例) 政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月	○ 指定の範囲内
11	教育 Instructor	本邦の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動。(例) 中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月	○ 指定の範囲内
12	技術・人文知識・国際業務 Specialist in Humanities / International Services	本邦の公私の機関との契約に基づいて行方理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基礎を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動。(例) 機械工学等の技術者、マーケティング業務従事者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師等	5年、3年、1年又は3月	○ 指定の範囲内
13	企業内転勤 Intracompany Transferee	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動。(例) 外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月	○ 指定の範囲内
14	介護 Nursing care	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動。(例) 介護福祉士	5年、3年、1年又は3月	○ 指定の範囲内
15	高度専門職1号(イ) Highly Skilled Professional(i)(a)	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動。 ○ 大学等において高度の専門的な能力を有する人材として研究、研究の指導又は教育に従事すること (例) 大学教授、政府関係機関、企業の研究者	5年	○ 指定の範囲内
16	高度専門職1号(ロ) Highly Skilled Professional(i)(b)	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動。 ○ 日本にある事業所に期間を定めて転勤して高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること (例) 外資系企業の駐在員 ○ 高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること (例) 機械工学等の技術者、マーケティング業務従事者	5年	○ 指定の範囲内
17	高度専門職1号(ハ) Highly Skilled Professional(i)(c)	本邦の公私の機関において事業の経営を行い又は管理に従事する活動。 ○ 高度の専門的な能力を有する人材として事業の経営又は管理に従事すること (例) 企業の代表取締役、取締役	5年	○ 指定の範囲内
18	高度専門職2号 Highly Skilled Professional(ii)	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動。 「高度専門職1号」の活動を併せてほぼ全ての就労資格の活動を行うことができます。	無期限	○ 指定の範囲内
19	興行 Entertainer	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動。(7. 経営・経営の項の下欄に掲げる活動を除く。)(例) 俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	1年、6月、3月又は15日	○ 指定の範囲内
20	技能 Skilled Labor	本邦の公私の機関との契約に基づいて行方産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動。 (例) 外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月	○ 指定の範囲内
21	技能実習1号(イ) Technical Intern Training (i)	本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能等の修得をする活動。(これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行方当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む)	1号(1年)、2号(2年) 合わせて最長3年	○ 指定の範囲内
22	技能実習1号(ロ) Technical Intern Training (i)	法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行方知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監視の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動。		
23	技能実習2号(イ) Technical intern training(ii)	1号(イ)に掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動。		
24	技能実習2号(ロ) Technical intern training(ii)	1号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動。(法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監視の下に当該業務に従事するものに限る。)		

就労が認められない在留資格

(3) 法務省基準省令の適用を受けないもの

No.	在留資格	本邦において行うことができる活動	在留期間	就労
25	文化活動 Cultural Activities	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動(4の表の留学の項から研修の項までの下欄に掲げる活動を除く。)(例) 日本文化の研究者等	1年又は6月	× 不可
26	短期滞在 Temporary Visitor	本邦に短期滞在して行方観光、保養、スポーツ、親族の訪問、短期商用者、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動。(例) 観光客、会議参加者等 (註: いわゆる通過査証(15日以内)も含まれる) 資料: 査証免除国一覧	90日、30日	× 不可

(4) 法務省基準省令の適用を受けるもの

No.	在留資格	本邦において行うことができる活動	在留期間	就労
27	留学 College Student	本邦の大学、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動。	4年3月、4年、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月	△ 資格外活動許可書 (週28時間以内)
28	研修 Trainee	本邦の公私の機関により受け入れられて行方技術、技能又は知識の修得をする活動。(27. 留学の項に掲げる活動を除く。)	1年又は6月	× 不可
29	家族滞在 Dependent	1の表、2の表又は3の表の上欄の在留資格(外交、公用及び短期滞在を除く。)(例) 本邦に在留する者又はこの表の留学、就学若しくは研修の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行方日常的な活動。(例) 在留外国人が扶養する配偶者・子	3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月	△ 資格外活動許可書 (週28時間以内)

(5) 就労が認められるかどうかは 個々の許可内容によるもの

No.	在留資格	本邦において行うことができる活動	在留期間	就労
30	特定活動 Designated Activities	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動。 (例) 高度研究者、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補等	5年、4年、3年、2年、1年、6月又は指定する期間	△ 指定内容による

身分・地位に基づく在留資格で、活動に制限がないもの

No.	在留資格	本邦において有する身分又は地位	在留期間	就労
31	永住者 Permanent Resident	法務大臣が永住を認める者(新規入国者では該当しません)。法務大臣から永住の許可を受けた者。(入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限	○ 就労制限なし
32	日本人の配偶者等 Spouse or Child of Japanese National	日本人の配偶者若しくは民法第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者。 (例) 日本人の配偶者・養子・特別養子	5年、3年、1年6月	○ 就労制限なし
33	永住者の配偶者等 Spouse or Child of Permanent Resident	永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは平和条約国籍離脱者等入管特例法に定める特別永住者の配偶者、または、永住者等の子として本邦で出生し、その後引き続き本邦に在留している者。 (例) 永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している養子	5年、3年、1年6月	○ 就労制限なし
34	定住者 Long-Term Resident	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者。 (例) インドシタ難民、日系3世、中国残留邦人等	3年又は1年法務大臣が指定する期間	○ 就労制限なし